

各 位

平成29年7月7日

会 社 名 株式会社ブイ・テクノロジー
代 表 者 代表取締役社長 杉本 重人
(コード番号：7717 東証1部)
問 合 せ 先 社長室 IRグループ長 吉村 省吾
(TEL：045-338-1980)

ウシオ電機株式会社と当社との間の訴訟に関するお知らせ

ウシオ電機株式会社（東京都千代田区大手町二丁目6番1号 代表取締役 浜島健爾、以下ウシオ電機社）と株式会社ブイ・テクノロジー（横浜市保土ヶ谷区神戸町134 代表取締役 杉本重人、以下当社）との間で、IPS/FFS 液晶用光配向装置（以下、IPS 光配向装置）関連業務について生じた訴訟について、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 当該訴訟の内容、状況など

（1）ウシオ電機社による「IPS 光配向装置のガラス基板搬送機構」の特許権侵害に係る提訴

当社製品である IPS/FFS 液晶用光配向装置が上記特許を侵害したことを以って、平成 27 年 7 月 3 日付けで、10 億 7600 万円を請求する訴訟の提起および販売差止めの仮処分命令の申立てが東京地方裁判所に対しなされましたが、平成 29 年 2 月 9 日付けで、ウシオ電機社の請求は棄却され当社の主張が全面的に認められております。その後、平成 29 年 2 月 23 日付けで、ウシオ電機社から同判決を不服として知的財産高等裁判所に控訴の提起がなされております。なお、対象特許については、特許無効審判にて平成 28 年 10 月 17 日付けで、無効の審決が出ております。

（2）当社による「IPS 光配向装置のガラス基板搬送機構」の中国における関連特許の無効審判請求

平成 28 年 9 月 23 日付けで、前項に関連する中国特許の無効審判を申し立て、平成 29 年 4 月 10 日付けで、無効の審決が出ております。

（3）ウシオ電機社による「IPS 光配向装置の光源配置」の特許権侵害に係る提訴

当社製品である IPS/FFS 液晶用光配向装置が上記特許を侵害したことを以って、平成 27 年 10 月 9 日付けで、18 億 20 万円を請求する訴訟の提起および販売差止め仮処分命令の申立てが東京地方裁判所に対しなされ、平成 28 年 6 月 24 日付けで、日本国内での仮処分命令が決定し IPS 光配向装置の一部機種が処分の対象となりましたが当社の業績への影響はございませんでした。また、当社は、この決定を不服とし、平成 28 年 7 月 11 日付けで、仮処分異議申立書を東京地方裁判所に提出しており、現在本件訴訟を含め東京地方裁判所において係争中です。

（4）当社による「営業秘密の不正取得」に係る提訴

平成 28 年 10 月 24 日付けで、ウシオ電機が当社の営業秘密を不正取得したことを以って東京地方裁判所に訴訟を提起しました。現在、東京地方裁判所において係争中です。

（5）当社による「虚偽告知」に係る提訴

平成 29 年 5 月 15 日付けで、ウシオ電機社が、当社の顧客に向けて虚偽告知を行い、当社事業の妨害と企業イメージの毀損をもたらしたことを以って、24 億 7624 万 3546 円を請求する訴訟の提起を東京地方裁判所に行いました。

2. 今後の見通し

ウシオ電機により行われた訴訟が与える当社の今期業績への影響は、一切ございません。引き続き当社の正当性を主張してまいりますと同時に、開示すべき事項が明らかとなり次第、速やかにお知らせいたします。

以上